

( 第5回(最終) ) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年3月10日
契約業者名	幸武建設株式会社
契約業者の住所	茨城県神栖市神栖四丁目5番31号
工事の名称	R6圏央道高須賀地区改良その6工事(第5回変更)
工事場所	自) 茨城県つくば市上郷 至) 茨城県つくば市高須賀 外2箇所
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	上郷地区 剛性防護柵工 1式 防護柵工 1式 調整池工 1式 応急処理工 1式 仮設工 1式 高須賀地区 調整池工 1式 応急処理工 1式 仮設工 1式 鴻野山地区 応急処理工 1式 仮設工 1式
工期(自)	令和 6年 9月27日
工期(至)	令和 8年 3月10日
契約前の変更金額	¥274,538,000
変更金額	増 ¥49,060,000
変更後の契約金額	¥323,598,000
	上郷地区 1. 剛性防護柵工 関係機関との協議の結果、交通上の安全を考慮して剛性防護柵の施工が必要となったため剛性防護柵工を追加する。 2. 防護柵工 関係機関との協議の結果、工事で支障となるため撤去した立入防止柵の復旧が必要となったため防止柵工を追加する。 3. 調整池工 1) 監督職員との協議の結果、碎石舗装の施工が必要となったため付帯構造物工の数量を変更(増)する。 2) 碎石舗装の施工に伴い、築堤盛土の施工数量が減ったため、路体盛土工の数量を変更(減)する。 3) 現地調査の結果、土砂が薄く堆積していたため不陸整正を追加する。

変更理由

4. 応急処理工

関係機関との協議の結果、仮橋・仮栈橋撤去において交通への影響を考慮した施工方法への見直しが生じ、借地返還の施工が不可能となったため応急処理事業工を減工する。

5. 仮設工

- 1) 関係機関との協議の結果、仮橋・仮栈橋撤去において交通への影響を考慮した施工方法への見直しが生じたため、表層地盤改良シート工を減工する。
- 2) 関係機関との協議の結果、交通への影響を考慮した施工方法への見直しが生じたため、仮橋・仮栈橋撤去工を減工する。
- 3) 関係機関との協議の結果、撤去予定だった仮栈橋を残置することになったため、仮橋・仮栈橋工を増工する。
- 4) 監督職員との協議の結果、撤去予定だった工事用道路を残置することとなったため、工事用道路工を追加する。
- 5) 地元との協議の結果、作業ヤードとして使用していた借地の返還が可能となったため、作業ヤード撤去工を追加する。
- 6) 監督職員との協議の結果、作業ヤード内の余剰土砂の搬出が必要となったため、残土処理工を追加する。

高須賀地区

6. 調整池工

- 1) 現地調査の結果、碎石舗装の施工に伴い築堤盛土の施工数量が減ったため、路体盛土工の数量を変更(減)する。
- 2) 現地調査の結果、土砂が薄く堆積していたため不陸整正を追加する。
- 3) 現地調査の結果、既設のブロック積擁壁の基礎コンクリートが利用できることが判明したため、コンクリートブロック工を減工する。
- 4) 現地調査の結果、既設コンクリートブロックの一部が施工の支障となるため、構造物撤去工を追加する。

7. 仮設工

現地調査の結果、コンクリートブロック工施工時に重機の搬入路を確保する必要が生じたため、工事用道路工を追加する。

8. 応急処理工

監督職員との協議の結果、除草等の作業が発生したため、応急処置作業工を追加する。

鴻野山地区

10. 応急処理工

監督職員との協議の結果、鴻野山ストックヤードの管理をすることとなったため、応急処理事業工を追加する。

11. 仮設工

監督職員との協議の結果、鴻野山ストックヤードの管理をすることとなったため、工事用道路工を追加する。

12. 工期

工期は元設計のとおりとする。